

令和 8 年度兵庫地方最低賃金審議会

第 1 回兵庫県最低賃金専門部会

日時：令和 8 年 7 月 28 日(火) 10:00～

場所：兵庫労働局 16 階第 3 共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 兵庫県最低賃金の改正審議について
- (3) その他

3 閉 会

第 1 回兵庫県最低賃金専門部会

資料

令和 8 年 7 月 28 日

兵庫労働局労働基準部賃金室

第1回兵庫県最低賃金専門部会

資 料 目 次

頁番号

資料1：令和8年度 兵庫県最低賃金専門部会委員名簿（令和8年7月21、22日任命）	1
資料2：令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地賃)	2
<令和8年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会資料：以下資料3～6>	
資料3：兵庫労働局長による調査審議依頼 （令和8年度第4回中賃目安小委員会資料 No. 1 添付）	3
資料4：委員からの追加要望資料（更新部分のみ抜粋） （令和8年度第5回中賃目安小委員会参考資料 No. 1）	15
資料5：足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋） （令和8年度第5回中賃目安小委員会参考資料 No. 2）	18
資料6：主要統計資料（更新部分のみ抜粋） （令和8年度第5回中賃目安小委員会参考資料 No. 3）	26

令和 8 年度兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県最低賃金専門部会委員名簿

(公益代表：令和 8 年 7 月 21 日付任命)

(労働者代表・使用者代表：令和 8 年 7 月 22 日付任命)

区分	氏 名	所 属 及 び 役 職
公 益 代 表	せん た なお き 千 田 直 毅	神戸学院大学 経営学部 教 授
	み かみ き み お 三 上 喜 美 男	元 株式会社神戸新聞社 元論説顧問
	やま ぐち たか ひで 山 口 隆 英	兵庫県立大学 国際商経学部 教 授
労 働 者 代 表	えん ぎょう ひろ ゆき 圓 行 弘 幸	日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局長
	こ すげ り え 小 菅 梨 絵	J AM山陽 書記長
	ほり い せつ や 堀 井 説 也	電機連合兵庫地方協議会 事務局長
使 用 者 代 表	い どう あつし 伊 藤 敦	兵庫県経営者協会 労働政策部担当部長
	くら もと しん じ 倉 本 信 二	三ツ星ベルト株式会社 取締役 常務執行役員 人事総務本部 本部長
	よし かわ かず ひろ 吉 川 和 宏	山陽特殊製鋼株式会社 人事・労政部 プロスタッフ主査

※ 五十音順

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月19日(水)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月20日(木)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		8月21日(金)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		8月24日(月)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		8月26日(水)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		8月27日(木)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		8月28日(金)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		8月31日(月)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月2日(水)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月3日(木)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月4日(金)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月7日(月)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月9日(水)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月10日(木)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月11日(金)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月14日(月)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月16日(水)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		9月17日(木)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月18日(金)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)

令和8年7月 21 日に、日本成長戦略及び
経済財政運営と改革の基本方針 2026 が
閣議決定されました。

兵庫県最低賃金の改定について、これら
に配意した、貴会の調査審議をお願い申し
上げます。

令和 8 年 7 月 24 日
兵庫労働局長 金成 真一

令和 8 年 7 月 21 日に、日本成長戦略
及び経済財政運営と改革の基本方針
2026 が閣議決定されました。令和 8 年
度地域別最低賃金額改定の目安につい
て、これらに配慮した、貴会の調査審
議をお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月 23 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

日本成長戦略
(令和8年7月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

1. 「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現

2. 国内投資を全国に拡げていくための8つの分野横断的な課題への対応

17の戦略分野で先陣が切られる官民連携での国内投資を日本全国に拡（ひろ）げ、日本経済の更なる成長につなげていくためには、「官民投資ロードマップ」や「地域未来戦略」の策定過程で抽出された投資のボトルネックとなり得る課題に対し、分野横断的に対応し、国内投資促進の環境整備を図っていく必要がある。

まず、投資を引き出すためには、長期的な成長に向けた企業の資源配分戦略の変容を促すだけでなく、地政学リスクやサプライチェーンリスクを含む不確実性への対応や、安全なサイバー空間の確保、インフラ不足への対応、ローカル産業の生産性向上など、投資収益に対する企業の予見可能性を高め、競争力を強化していくことが必要である。

また、「強い経済」の基盤となる科学技術力を強化するため、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する「新技術立国」を進めていかなければならない。特に、先端技術の開発と社会実装の主要な担い手であるスタートアップについて、生み出し、育て、その技術を実装するためのエコシステムの構築に政府が一步前に出て取り組む必要がある。

一方で、投資を実際に行うには、資金と人材が欠かせない。金融を通じ、成長投資を可能とするリスクマネーの供給を強化し、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つ。くわえて、17の戦略分野やそれを支えるエッセンシャルサービスの担い手を育成するとともに、働く方一人ひとりが生き生きと活躍できるよう、本人の希望に応じた労働移動の円滑化や、心身の健康維持と本人の選択を前提とした柔軟で多様な働き方を実現し、多様な人材の労働参加を促進していく。とりわけ、戦略分野等における女性活躍は重要であり、女性を含め多様な人材がライフイベントによりキャリアを諦めることのないよう、家事等の負担軽減にも取り組まなければならない。

くわえて、国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる「投資と賃上げの好循環」を加速させるためにも、変化に挑む中堅・中小企業の稼ぐ力を強化していく必要がある。

需給ギャップは0%近傍となったが、景気は十分に強くなく、地方や中小企業まで景気回復の実感はまだ広がっていない。成長の果実が一部の高所得層や大企業、都市部に偏ることなく、中低所得者、中小企業、地方にまで広く行き渡るよう、国内投資を全国に拡げ、地域の産業・雇用・所得を底上げしなければならない。「8つの分野横断的な課題」への対応策は、インフラ整備、地域

金融力の強化、人材の確保・育成など、「地域未来戦略」を進める上での課題への対応策ともなり、こうした施策が地域で展開されることで、投資環境が整備され、日本全国に投資が拡大していくこととなる。

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

7. 賃上げ環境整備

(1) 現状と課題

春季労使交渉での賃上げ率は3年連続で5%台の高水準だが、物価高騰による不確実性が続く中、実質賃金のプラス定着が課題である。

中小企業は雇用の7割、付加価値の5割を占める日本経済の屋台骨であり、中小企業の成長こそ日本の成長である。賃上げと成長投資の好循環を生み出すことで地域の消費を喚起し、そして次の投資へとつながるメカニズムを早急に構築する必要がある。また、中小企業は、地域経済を牽引し、17の戦略分野を始めとした成長産業のサプライチェーンを支える基盤的な存在でもあり、「地域未来戦略」で形成される産業クラスターにおいても中小企業が連携していくことが必要である。こうした視点を踏まえ、政策スキームは、中小企業経営者の目線に立ったものとする。一方で、今般の中東情勢やそれによる原油価格高騰などにより、中小企業の賃上げへの影響が懸念される中、不確実性への不安を払拭し、賃上げを持続させるため、全国の中小企業の「稼ぐ力」の強化が不可欠である。

(2) 対応の方向性

①対応の方向性

国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる、「投資と賃上げの好循環」を加速させる。そのために、17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入や、地方を出発点としたA×に取り組み、変化に挑む中堅・中小企業の「稼ぐ力」を強化していく必要がある。地政学リスクの高まりや大幅な物価高等のこれまでにない厳しい経営環境の中で、こうした中堅・中小企業の経営者が予見可能性を確保し、「投資と賃上げの好循環」を実現できるよう、政府は、賃上げの責任を事業者に丸投げせず、中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化を強力に後押ししていく。「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す。

なお、労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を

惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点であることに留意しなければならない。

②目標（KPI）

- ・2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。
- ・中小企業の労働生産性¹（「稼ぐ力」）を2030年度までの5年間で15%増加させる。

③講ずべき施策パッケージ

i) 「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の実行

労働供給制約社会では、人も中小企業も数より質であり、日本経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指すべく、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、以下の施策を実行する。

（価格転嫁・取引適正化の更なる徹底）

2026年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図る。また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図る。さらに、ii)に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の実行等を進める。

（成長志向の企業や生産性向上への支援強化）

成長志向の強い中小企業への支援策を強化するとともに、より多くの地域企業を成長志向に向かわせるメカニズムを構築する。現場現業型でスピード感があり、AI活用による成長余地の大きい地域の中小企業のAXを推進し、抜本

¹ 労働者1人当たりの付加価値額。直近（2023年度）では、中規模企業578.5万円、小規模企業503.3万円。

的な経営改革を実現するため、補助事業や伴走支援に加え、地域ごとの支援者等のネットワーク作りを行う。

○日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築

売上高100億円の中小企業の創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備を行うとともに、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（売上高1～10億円の企業と小規模事業者が対象）の構築や、ローカル・ゼブラ企業を育成するための地域のステークホルダーとの連携体制の構築などに取り組む。

創業後の事業成長に向けて、創業時からのAI活用等の経営力向上、政策金融等による成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築に取り組む。

中小企業において特に深刻化する人手不足に対応するため、働き手が事情に応じて多様な働き方を選択できる働き方改革を前提として、今こそ、「働くことの価値」の重要性を再認識すべきである。そのため、5.（2）③iii）に記載の「柔軟で多様な働き方の実現に向けた労働時間法制等」への政策対応を進めるとともに、経営者においても人材マネジメントに関する取組が各地で広がっていくための仕組みを検討し、各事業者が実践できるようにする。

特に17の戦略分野について、イノベーションへの投資や、新事業進出、新製品・サービス開発等に向けた支援の中で重点的に支援するほか、輸出に挑戦する事業者への支援を強化する。

さらに、中小企業の成長局面での資金需要に対応するため、民間金融機関と信用保証協会の責任共有割合や保証限度額に係る新たな仕組みの設計や、日本政策金融公庫等と民間金融機関との協調による成長資金の供給を推進する。

○持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者の支援

小規模事業者の経営管理能力の高度化のため、商工会・商工会議所等において、経営指導員等によるプッシュ型の働き掛けや経営計画等の策定支援を通じて経営リテラシーの向上を図り、地域のエッセンシャルサービスを支えるための体制強化を図る。

○抜本的な経営改革を目指すAI・デジタル化・省力化の推進

地方公共団体・金融機関・高専等と連携し、AIの導入意欲のある中小企業とAIサービス提供者、支援者の地域ネットワーク作りを行い、抜本的な経営改革を目指す。また、デジタル化・省力化・賃上げ等の手法を指南し、中小企業の自主的な変革を後押しする生成AIツールの作成と社会実装に取り組むほ

か、iii) に記載の「「省力化投資促進プラン」の着実な実行」を進める。

(M&A・事業承継等の事業再編の推進)

経営者交代や経営資源の集約等による経営改革を通じて成長を実現するために、M&A・事業承継、成長型再生を促進する事業環境整備を行う。

中小M&Aを支援する個人・機関双方での規律向上を図るべく、個人に対する資格制度の創設と、M&A支援機関登録制度の信頼性向上に向けた法制化の検討を行う。また、地域金融機関を始めとする支援機関や地方公共団体等と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした各地の持続可能な事業承継の支援体制を構築する。くわえて、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業に対し、事業承継税制も含めた措置を検討するとともに、後継者の経営能力を高めるための実践的な育成プログラムを開発する。また、今後新たにM&Aに挑戦する経営者に対してはM&Aの検討に資する情報発信やPMI²に関する普及啓発を行う。

また、モニタリング強化型特別保証³の活用促進や、3. (2) ③ i) に記載の「地域金融力の強化」等の取組を通じて地域金融機関等による予兆管理やM&A・事業承継・事業再生等の事業再編等に向けた伴走支援体制の強化を図るとともに、2026年度中を目途に再生M&Aの実務を円滑に進めるためのガイドラインの作成を行う。

(賃上げの促進)

中小企業の生産性向上に係る補助金について、足元の賃上げ状況も審査・評価する仕組みに見直すことで、早期の賃上げを促すとともに、積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する。

(経営改革等のための伴走支援体制の強化等)

賃上げや、経営管理能力の高度化、経営改革の実現に向けた地方公共団体・商工会や商工会議所等の地域の支援機関・金融機関等によるプッシュ型の働き掛け・伴走支援体制の強化と、地方公共団体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業の創出・横展開に取り組む。

² M&A 前後の事業統合 (Post Merger Integration)。

³ 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者が活用できる保証制度。

ii) 「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」⁴の実行等

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で定められている低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用などの措置について着実に取り組むとともに、このうち、特に取り組むべき措置⁵が国等（地方支分部局、独立行政法人、国立大学法人を含む。）・地方公共団体において2027年度末までに100%実施されるよう、フォローアップを徹底するほか、労務費や原材料費、エネルギーコスト等の上昇を踏まえて官公需の単価・予算を見直す。

また、低入札価格調査制度等の基準については、業種ごとに各種法令を遵守できる適正な率に見直す。同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、見直し後の調査・価格基準の適用の徹底を図るほか、地方支分部局等を含めて、総合評価落札方式の適用拡大等を推進する。印刷業については、費用の積算等の作成時に活用可能な基準を定め、各省庁及び地方公共団体に周知徹底し、その実行を確保する。

地方公共団体が官公需の価格転嫁を進められるよう、物価上昇等を踏まえて地方財政計画の歳出を増額するとともに、地方公共団体の価格転嫁に関する取組状況について、普通交付税の算定に反映する。また、予算の積算及び執行における物価上昇等の反映状況を含めた価格転嫁の取組状況について、地方公共団体からの報告・状況共有等により継続的に把握するモニタリングの仕組みを構築する。その上で、その状況が芳しくない地方公共団体に対し個別に改善指導を実施し、改善が具体的に確認されるまでフォローアップを行うほか、改善事例の横展開を図る。

また、国の補助事業について、物価上昇下において事業の執行主体が必要なコストを適切に確保できず、事業の質の確保に支障が生じることのないよう、単価の見直しを図る。くわえて、事業や事業主体は様々であることから、補助事業の設計においても、一律・硬直的なものではなく、事業の管理面にも配慮しつつ、実施の難易度や質に応じた柔軟な設計を検討する。

⁴ 2026年4月6日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

⁵ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記、知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮、発注に当たって作成する予定価格への最新の実勢価格の反映、入札を実施する際の低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用等。

iii) 「省力化投資促進プラン」の着実な実行

「省力化投資促進プラン⁶」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ⁷、各都道府県の生産性向上支援センター⁸等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組む。

特に、生活衛生関係営業（飲食業、宿泊業、理美容業、クリーニング業等）については、賃上げ及び生産性向上に向けた都道府県生活衛生営業指導センター等による伴走支援や業種ごとの自主的な取組を推進する。

iv) 同一労働同一賃金の更なる徹底

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等を図るため、新たに、家族手当、住宅手当等に関する考え方を明確化する改正を行った「同一労働同一賃金ガイドライン」を2026年10月から適用し、都道府県労働局による報告徴収等を通じ、現場における同一労働同一賃金の履行確保に取り組む。

v) 実質賃金/最低賃金の引上げへの対応

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

これらの目標に向け、特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者における賃上げ環境の整備を図るため、i)に記載の「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、ii)に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、iii)に記載の「省力化投資促進プラン」等に基づく取組を強力に進めるとともに、交付金等を活用した都道府

⁶ 飲食業、宿泊業、小売業、理容業・美容業・クリーニング業・冠婚葬祭業、自動車整備業・ビルメンテナンス業・警備業、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業が対象。

⁷ 省力化・生産性向上の取組に資する業種ごとの事例やツールを提供する、中小機構運営のウェブサイト。

⁸ 中小企業庁が各都道府県に設置しているよろず支援拠点に設けられた、生産性向上の伴走支援を行う組織。

県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」の記載も踏まえて対応する。

vi) 医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応

令和７年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和８年度診療報酬改定、介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。あわせて、必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

経済財政運営と改革の基本方針 2026
(令和 8 年 7 月 21 日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(1) 「日本成長戦略」の推進

「成長戦略」を強力に推進する。同戦略に盛り込まれた全ての具体的施策を着実に実行に移し、大胆な官民投資を実現する。

(分野横断的課題への一体的取組)

17の戦略分野における官民投資を真に実効性あるものとし、その成果を日本全国・全産業へと広く波及させていくため、官民双方の行動変容による国内投資の推進に資する基盤整備を総合的・一体的に推進する。

そのため、「成長戦略」に記載した8つの分野横断的課題⁹へ対応するための施策パッケージ¹⁰を着実に実行していく。具体的には、①官民双方の行動変容による国内投資推進のための基盤の整備、②サプライチェーン強靱化と国際連携、③グローバル産業の競争力強化とローカル産業の生産性向上、④スタートアップの技術力も取り込んだイノベーション力の強化、⑤成長投資を支えるリスクマネーの供給強化と金融機能の高度化、⑥現場・専門人材の確保・育成、労働市場改革、家事等の負担軽減を通じた多様な人材の活躍環境の整備、⑦投資と賃上げの好循環を創出する賃上げ環境整備¹¹、⑧安全なサイバー空間の確保のためのサイバーセキュリティ強化、といった課題への対応を着実に進めていく。

(3) 強い地域経済の構築

⁹ 新技術立国・競争力強化、スタートアップ、金融を通じた潜在力の解放、人材育成、労働市場改革、家事等の負担軽減、賃上げ環境整備、サイバーセキュリティの8つ。

¹⁰ 例えば、「スタートアップ総力創出パッケージ」、「成長投資を促進するための金融戦略」、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」など。

¹¹ 「成長戦略」においては、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す」旨が記載されていることに留意する。

（賃上げ環境整備）

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（骨太方針2025¹²⁾）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」¹³⁾に基づき、100億企業や中堅企業から売上高1～10億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」¹⁴⁾を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」¹⁵⁾により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。

また、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、骨太方針2025の記載も踏まえて対応する。

¹²⁾ 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）。

¹³⁾ 令和8年6月24日に、中小企業庁が策定・公表。

¹⁴⁾ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）等において策定。

¹⁵⁾ 令和8年4月6日、賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

委員からの追加要望資料（更新部分のみ抜粋）

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年						2026年						2025年7月～ 2026年6月 平均
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.6	3.1	3.4	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.4

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年						2026年						2025年7月～ 2026年6月 平均
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
頻繁に購入	1,215	3.9	4.5	4.5	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.9
1 か月に1 回程度購入	1,136	3.9	0.9	5.0	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.6
基礎的支出項目	5,121	4.2	3.5	4.0	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.6
食料	2,626	7.6	7.2	6.7	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	5.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1 か月に1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 注3 支出弾力性とは、消費支出総額が1％変化する時に各財・サービス（支出項目）が何％変化するかを示した指標。
- 注4 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注5 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

2025年7月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年7月以降、全国では1.4%～3.6%で推移し、2025年7月～2026年6月平均の対前年同期の上昇率は2.4%となっている。

(単位：％)

	2025年						2026年						2025年7月～ 2026年6月 平均
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.6	3.1	3.4	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.4
Aランク	3.6	3.1	3.4	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	2.4
Bランク	3.3	3.0	3.2	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9	2.3
Cランク	3.6	3.1	3.5	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	1.8	2.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

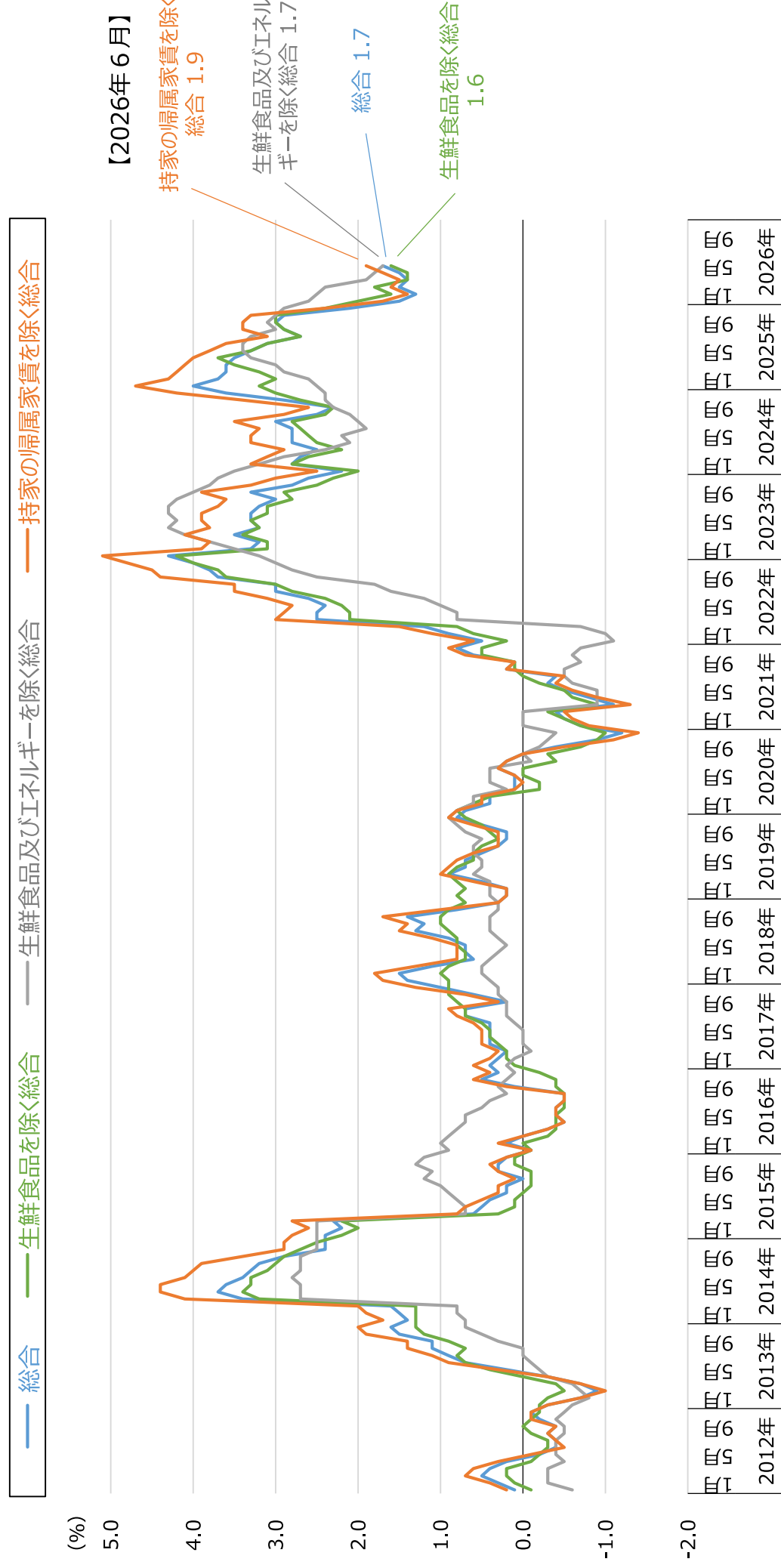
足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

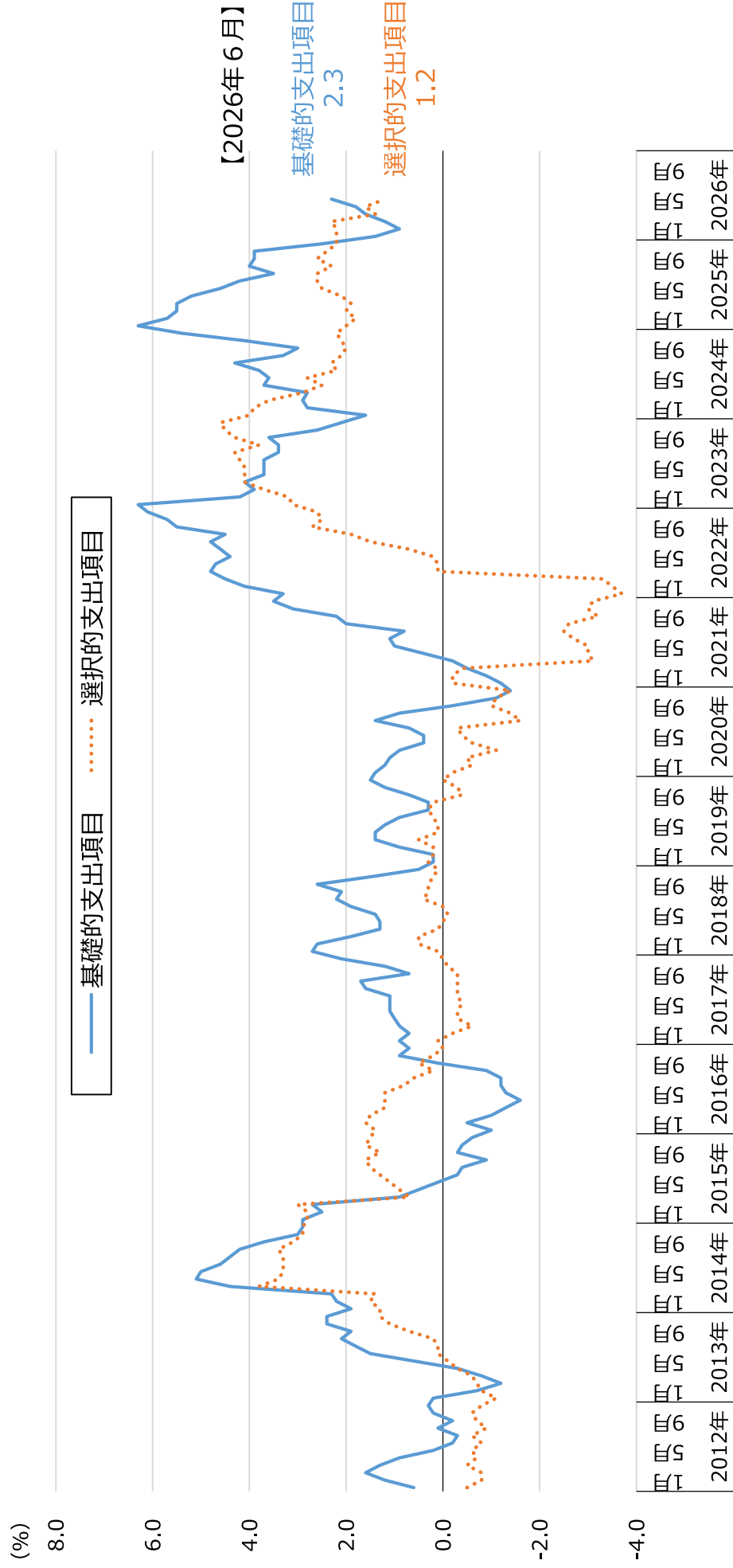
- 2026年6月の消費者物価指数の「総合」は+1.7%、「生鮮食品を除く総合」は+1.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.7%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+1.9%となっている（いずれも対前年同月比）。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年6月では、「基礎的支出項目」は+2.3%、「選択的支出項目」は+1.2%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

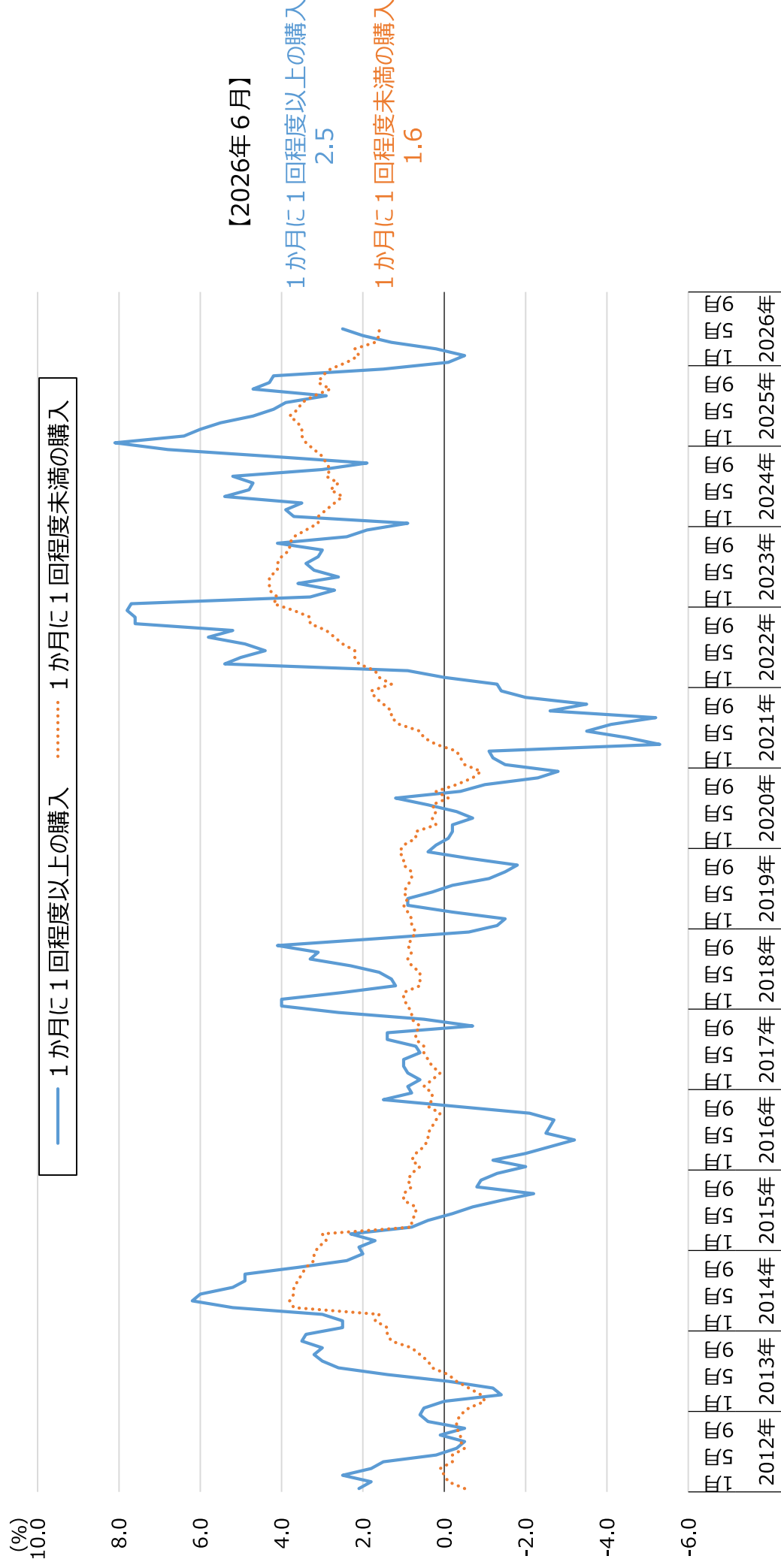
選択的支出項目（贅沢品のなもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.5%、「1か月に1回程度未満の購入」は+1.6%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。

「1か月に1回程度以上の購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上の品目、「1か月に1回程度未満の購入する品目」は、年間購入頻度9.0回未満の品目が分類される。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年10月以降、全国では1.4%～3.4%で推移し、2025年10月～2026年6月平均の対前年同期の上昇率は2.1%となっている。

	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1
Aランク	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	2.1
Bランク	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9	2.0
Cランク	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	1.8	2.1

資料出所

総務省「消費者物価指数」

(注)

1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.2	4.2
1 か月に1 回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3	6.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注 1 「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1 か月に1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注 2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 注 3 支出弾力性とは、消費支出総額が1 %変化する時に名財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
- 注 4 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注 4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数に対するガソリンの暫定税率廃止及び政策による効果の寄与度（試算値）の推移

○ ガソリンの暫定税率廃止や各種政策は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

		2026年					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
エネルギー		-0.08	-0.32	-0.47	-1.08	-0.93	-0.74
	(当月分)	(-0.35)	(-0.94)	(-0.96)	(-1.32)	(-0.98)	(-0.87)
	(前年剥落分)	(+0.27)	(+0.61)	(+0.49)	(+0.24)	(+0.05)	(+0.13)
電気代		-	-0.22	-0.22	-0.02	-	-
	(当月分)	-	(-0.49)	(-0.49)	(-0.16)	-	-
	(前年剥落分)	-	(+0.27)	(+0.27)	(+0.14)	-	-
都市ガス代		-	-0.04	-0.04	0.00	-	-
	(当月分)	-	(-0.09)	(-0.09)	(-0.03)	-	-
	(前年剥落分)	-	(+0.05)	(+0.05)	(+0.02)	-	-
灯油		+0.05	+0.05	+0.02	-0.19	-0.16	-0.12
	(当月分)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.21)	(-0.17)	(-0.14)
	(前年剥落分)	(+0.07)	(+0.07)	(+0.04)	(+0.02)	(+0.01)	(+0.02)
ガソリン		-0.13	-0.12	-0.23	-0.87	-0.77	-0.62
	(当月分)	(-0.33)	(-0.34)	(-0.36)	(-0.92)	(-0.81)	(-0.73)
	(前年剥落分)	(+0.20)	(+0.22)	(+0.12)	(+0.05)	(+0.04)	(+0.11)

資料出所 総務省「消費者物価指数」



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)			国内企業物価指数			賃金(現金給与総額)指数、パート比率					
	新規	有効	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	名目指数 (2020年=100)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)	名目指数 (2020年=100)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	102.0	0.6	30.63	100.5	102.9	0.7	14.15
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	101.9	0.4	30.69	102.0	103.8	1.5	13.32
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	102.1	1.4	30.88	103.8	104.3	1.8	12.74
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	101.2	△ 0.4	31.53	103.5	103.5	△ 0.3	13.37
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	100.0	△ 3.4	13.35
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	100.6	0.3	31.28	101.9	102.2	2.0	13.45
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	99.6	2.0	31.60	103.6	100.9	1.7	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	97.1	1.2	32.24	105.4	98.9	1.7	13.47
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.8	2.4	109.2	99.3	2.8	30.86	109.3	99.4	3.0	12.95
2025 年	2.20	1.22	114.0	3.7	126.7	3.2	111.7	98.0	2.3	31.31	113.9	99.9	4.2	13.00
2025 年 1～3 月	2.29	1.25	113.0	1.0	125.8	1.0	107.2	94.8	0.0	31.53	110.5	97.7	0.9	13.19
4～6 月	2.21	1.23	113.7	0.6	126.5	0.6	108.7	95.6	1.4	31.11	113.6	99.9	2.8	12.99
7～9 月	2.16	1.21	114.1	0.3	126.7	0.2	109.1	95.5	0.4	31.20	112.9	98.8	△ 0.6	12.86
10～12 月	2.14	1.19	115.3	1.0	127.9	0.9	109.5	95.2	0.4	31.40	113.8	98.9	0.8	12.96
2026 年 1～3 月	2.12	1.19	114.8	△ 0.4	128.9	0.8	110.4	96.1	0.8	31.84	115.2	100.3	1.2	12.75
4～6 月			115.7	0.8	134.6	4.4								
2026 年 1 月	2.11	1.18	115.1	△ 0.1	128.5	0.3	109.3	95.1	△ 0.7	31.83	114.5	99.7	△ 0.2	12.68
2 月	2.10	1.19	114.3	△ 0.7	128.5	0.0	111.2	97.0	1.7	31.86	115.6	100.9	1.0	12.84
3 月	2.15	1.18	114.9	0.5	129.8	1.0	110.7	96.2	△ 0.4	31.82	115.5	100.3	△ 0.1	12.73
4 月	2.11	1.18	115.3	0.3	133.4	2.8	111.4	96.7	0.6	31.16	116.8	101.4	1.1	12.59
5 月	2.11	1.17	115.9	0.5	134.9	1.1	111.6	96.4	0.2	31.30	115.7	99.9	△ 0.9	12.65
6 月			115.9	0.0	135.4	0.4								
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」			日本銀行「企業物価指数」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」					

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
2 毎月勤労統計調査は、事業所規模 5 人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024 年の前年比については、2023 年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と 2024 年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。実質指数は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の 2026 年 6 月分の数値は速報値である。同指数の 2020 年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：％)

		2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
										1月	2月	3月	4月	5月
現金 給与 総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	3.3	2.6	2.8	4.2	3.6	4.1	3.3
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.7	2.8	3.6	4.6	4.9	3.1	4.3
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	3.0	1.2	2.1	3.9	1.2	4.1	2.1
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	3.9	2.9	2.4	3.5	4.4	4.5	3.5
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.8	3.0
定期 給与 額	30人以上	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	2.6 (2.7)	2.2 (2.3)	3.3 (3.2)	3.8 (3.8)	4.1 (3.9)	4.0 (3.7)	3.5 (3.4)
	500人以上	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.7 (1.7)	2.4 (2.5)	3.7 (3.7)	4.5 (4.7)	4.6 (4.6)	4.0 (3.9)	3.4 (3.4)
	100～499人	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	2.0 (2.2)	1.4 (1.6)	2.1 (2.0)	2.6 (2.4)	2.6 (2.4)	3.2 (3.1)	2.7 (2.5)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	3.0 (3.3)	2.1 (2.1)	3.5 (3.4)	4.1 (4.0)	4.4 (4.3)	4.0 (3.7)	3.6 (3.6)
	5～29人	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.6 (1.7)	2.6 (2.7)	2.3 (2.5)	2.4 (2.8)	2.4 (2.5)	2.5 (2.5)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
											1月	2月	3月	4月	5月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.82	25.25	25.60	25.57	25.53	24.91	25.26
	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.73	15.64	15.64	15.66	15.15	14.89	15.32
	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.79	24.80	26.04	25.95	26.10	25.20	25.58
	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.51	31.01	30.86	30.84	30.86	30.40	30.76
5~29人	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.31	40.67	41.36	41.49	41.42	40.82	40.63

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間			
	30人以上		5～29人		30人以上		5～29人	
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		調査産業計	
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2016 年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6
2017 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4
2018 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3
2024 年	131.1	△ 0.6	120.2	△ 1.2	11.7	△ 2.6	14.6	△ 3.5
2025 年	129.6	△ 1.2	118.6	△ 1.3	11.5	△ 1.8	14.8	1.6
2026 年 1 月	124.0	0.1	110.8	△ 0.5	11.3	1.8	14.3	2.9
2 月	123.5	△ 0.5	113.9	△ 2.0	11.4	0.0	15.3	2.1
3 月	128.1	1.3	115.9	△ 0.6	12.0	1.6	15.7	4.0
4 月	134.6	1.0	121.7	△ 0.9	12.2	1.7	15.6	3.3
5 月	124.1	△ 3.9	113.3	△ 3.8	11.1	△ 1.7	14.1	1.4

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

3 2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数(又は上表の実数)から算出した場合と一致しない。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

(単位：％)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
											1月	2月	3月	4月	5月 6月
全 国	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	3.2	3.7	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7 1.9
Aランク	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	3.1	3.6	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7 1.7
Bランク	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	3.2	3.6	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6 1.9
Cランク	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	3.8	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8 1.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：％)

ラング	都道府県	2026年												2025年			
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	1月	2月	3月	4月
A ラング	東京	1.6	1.6	1.4	1.6	1.5	1.8	1.6	1.6	1.4	1.6	1.5	1.8	3.3	2.7	3.5	3.6
	神奈川	1.8	1.5	1.5	1.6	1.7	1.6	1.8	1.5	1.5	1.6	1.7	1.6	3.6	3.5	3.2	3.7
	大阪	2.0	1.6	1.8	1.7	2.0	1.9	2.0	1.6	1.8	1.7	2.0	1.9	3.7	3.2	3.7	3.8
	愛知	2.0	1.8	1.9	1.5	1.6	1.8	2.0	1.8	1.9	1.5	1.6	1.8	3.4	3.6	3.0	3.4
	埼玉	1.8	1.6	1.2	1.8	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.5	1.6	2.1	3.5	2.7	3.3	3.6
	千葉	1.8	1.8	1.8	1.5	1.6	0.9	1.9	1.6	1.7	1.6	1.8	2.3	3.6	3.9	3.7	4.0
	兵庫	1.7	1.6	1.8	2.0	1.6	2.0	2.2	1.5	2.0	1.8	2.1	1.8	3.4	3.7	3.8	3.9
	京都	1.9	1.5	2.0	1.8	2.1	1.8	2.2	1.4	2.3	2.2	1.8	1.7	3.9	3.2	3.4	3.4
	茨城	2.2	1.4	2.3	2.2	1.8	1.7	2.1	1.9	2.6	2.3	2.2	1.8	3.8	4.2	3.6	3.5
	静岡	1.7	0.9	1.6	1.8	2.2	2.5	1.9	1.9	1.6	1.7	1.8	2.3	3.1	3.1	3.1	3.1
B ラング	富山	1.7	0.9	1.6	1.8	2.2	2.5	1.9	1.6	1.7	1.6	1.8	2.3	3.8	3.2	3.2	3.3
	広島	1.9	1.6	1.7	1.6	1.8	2.3	2.0	1.5	1.5	1.8	2.0	2.5	3.6	3.0	3.6	3.6
	滋賀	1.7	0.8	1.1	1.3	1.4	1.9	1.4	1.1	1.3	1.4	1.7	1.7	3.4	3.7	3.7	3.7
	栃木	1.4	1.1	1.3	1.4	1.7	1.7	1.6	1.2	1.7	1.6	1.8	2.1	3.2	3.4	3.4	3.4
	群馬	0.6	0.5	0.8	1.0	1.0	1.3	0.6	0.5	0.8	1.0	1.0	1.3	2.9	3.3	3.3	3.3
	宮城	1.6	1.7	1.5	1.8	2.0	2.5	1.6	1.7	1.5	1.8	2.0	2.5	3.6	3.4	3.4	3.4
	山梨	1.1	1.1	0.8	0.9	1.5	1.9	1.1	1.1	0.8	0.9	1.5	1.9	3.8	3.5	3.5	3.5
	三重	1.6	1.2	1.4	1.1	1.7	2.1	1.6	1.2	1.4	1.1	1.7	2.1	3.0	3.4	3.0	3.4
	石川	1.5	0.6	0.8	1.0	1.6	1.6	1.5	0.6	0.8	1.0	1.6	1.6	3.6	3.9	3.9	3.9
	福岡	1.0	0.7	0.6	0.4	1.4	2.1	1.0	0.7	0.6	0.4	1.4	2.1	2.2	3.7	3.4	3.8
C ラング	香川	1.5	1.1	1.8	0.9	1.5	1.6	1.5	1.1	1.8	0.9	1.5	1.6	3.3	3.4	3.4	3.3
	岡山	1.2	1.3	2.2	1.6	1.5	1.9	1.2	1.3	2.2	1.6	1.5	1.9	2.3	3.5	3.5	3.5
	福井	1.1	0.9	1.1	1.2	1.8	1.4	1.1	0.9	1.1	1.2	1.8	1.4	3.0	3.8	3.0	3.7
	奈良	1.7	1.7	2.0	1.9	1.9	2.2	1.7	1.7	2.0	1.9	1.9	2.2	4.0	3.9	4.0	3.5
	山口	0.9	0.9	1.4	1.0	1.1	1.1	0.9	0.9	1.4	1.0	1.1	1.1	3.1	3.6	3.1	3.5
	長野	1.0	1.2	1.7	1.2	1.6	1.8	1.0	1.2	1.7	1.2	1.6	1.8	3.4	4.2	3.4	3.4
	北海道	2.3	2.4	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.4	2.4	1.8	1.9	2.0	3.3	4.3	3.3	3.5
	岐阜	1.4	1.3	1.3	1.5	1.2	1.6	1.4	1.3	1.3	1.5	1.2	1.6	3.8	3.8	3.6	4.0
	徳島	1.2	0.8	1.5	1.3	1.6	1.6	1.2	0.8	1.5	1.3	1.6	1.6	3.3	3.3	3.4	3.2
	福島	2.1	1.5	1.3	1.2	1.5	1.5	2.1	1.5	1.3	1.2	1.5	1.5	3.9	3.9	3.0	3.5
C ラング	新潟	1.0	0.5	0.9	0.5	1.1	1.6	1.0	0.5	0.9	0.5	1.1	1.6	3.1	3.3	3.1	3.8
	和歌山	2.5	1.8	1.6	1.2	1.5	2.0	2.5	1.8	1.6	1.2	1.5	2.0	3.1	2.8	3.1	3.9
	愛媛	2.0	1.2	1.4	1.3	1.4	1.9	2.0	1.2	1.4	1.3	1.4	1.9	4.0	4.0	3.5	3.3
	島根	1.3	1.0	1.7	1.0	1.4	2.7	1.3	1.0	1.7	1.0	1.4	2.7	3.8	3.0	3.0	3.1
	大分	1.5	1.2	1.3	1.7	1.7	1.6	1.5	1.2	1.3	1.7	1.7	1.6	3.3	3.2	3.2	3.6
	熊本	1.3	1.2	1.1	1.4	1.6	1.8	1.3	1.2	1.1	1.4	1.6	1.8	3.7	3.3	3.3	3.7
	山形	0.2	0.6	1.1	1.0	1.3	1.6	0.2	0.6	1.1	1.0	1.3	1.6	2.4	3.7	3.8	3.9
	佐賀	1.8	1.3	1.5	0.6	1.0	0.9	1.8	1.3	1.5	0.6	1.0	0.9	2.7	3.8	3.9	3.5
	長崎	1.8	1.3	1.5	0.6	1.0	0.9	1.8	1.3	1.5	0.6	1.0	0.9	2.7	4.0	3.5	4.2
	岩手	2.6	2.6	3.2	2.9	2.9	3.2	2.6	2.6	3.2	2.9	2.9	3.2	3.7	3.7	3.5	4.1
C ラング	高知	2.6	2.6	3.2	2.9	2.9	3.2	2.6	2.6	3.2	2.9	2.9	3.2	4.5	4.5	3.4	3.8
	鳥取	1.3	1.0	1.3	1.1	1.4	1.0	1.3	1.0	1.3	1.1	1.4	1.0	4.0	4.0	3.5	3.9
	秋田	1.6	0.6	1.1	1.1	1.2	1.3	1.6	0.6	1.1	1.1	1.2	1.3	3.0	3.0	3.0	3.3
	鹿児島	1.1	0.9	1.4	2.2	2.3	2.5	1.1	0.9	1.4	2.2	2.3	2.5	3.3	3.3	3.3	3.2
	鹿児島	1.6	1.1	2.0	1.3	1.6	1.7	1.6	1.1	2.0	1.3	1.6	1.7	3.5	3.5	3.1	4.1
	宮崎	1.7	1.7	2.0	1.1	1.5	1.2	1.7	1.7	2.0	1.1	1.5	1.2	2.6	3.6	3.6	4.1
	青森	1.5	1.4	2.1	2.9	3.3	3.3	1.5	1.4	2.1	2.9	3.3	3.3	4.0	3.9	3.2	3.8
	沖縄	1.1	0.4	0.8	1.0	1.4	1.7	1.1	0.4	0.8	1.0	1.4	1.7	3.2	4.3	3.8	3.9
	資料出所	総務省「消費者物価指数」															
	(注) 1	数値は、都道府県庁所在地の都府県庁所在地の数値である。															
	2	指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。															